

就職先が決まらないまま卒業された方へ 新卒者体験雇用事業のご案内

～1か月の体験雇用で就職の選択肢を広げましょう！～

新卒者体験雇用事業とは？

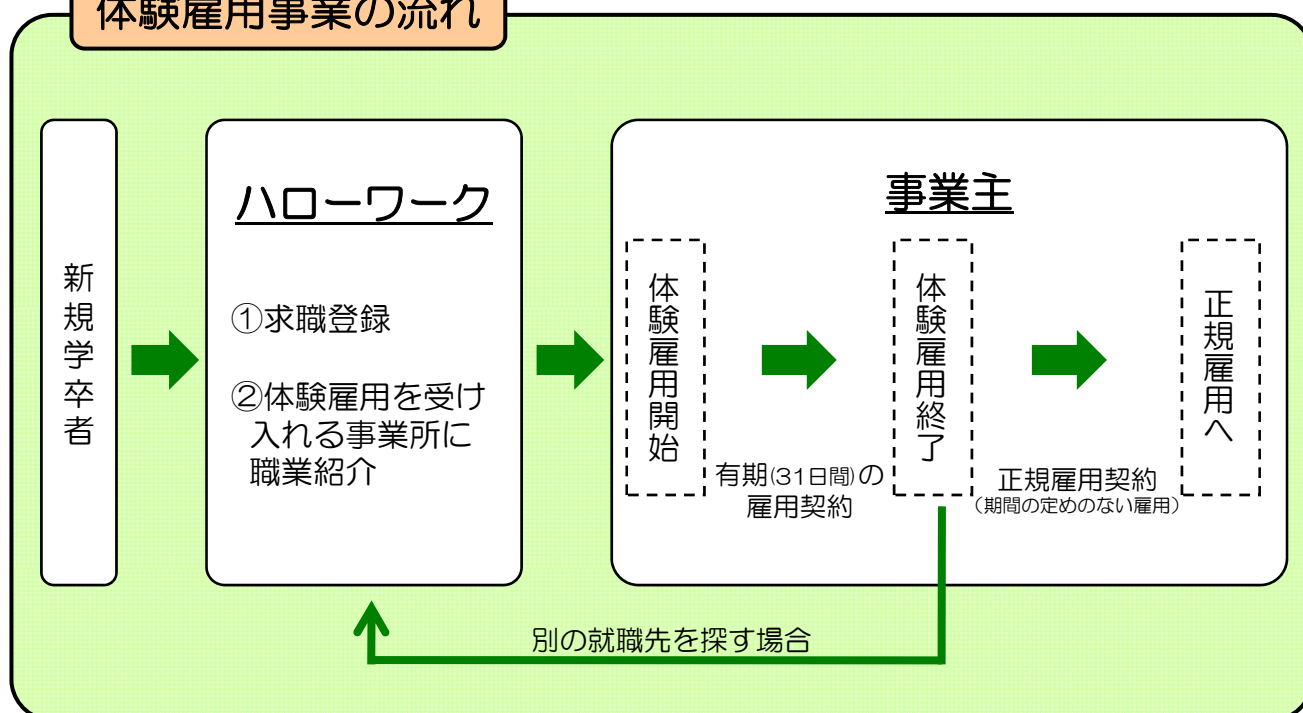
就職先が決まらないまま卒業された方を対象に、1か月間の体験的な雇用を通じて、希望職種の選択肢を広げていただくとともに、仕事をする中でその職種や職場の理解を深め、その後に正社員に移行することをねらいとするものです。

体験雇用事業の対象となる方

平成22年3月卒業（予定）で就職先が決まっていない学生・生徒等

- ※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- ※ ハローワークに求職登録を行う必要があります。ハローワークで、体験雇用を行うことにより、就職可能性が高まると認められた方に、体験雇用を紹介します。
- ※ 体験雇用を開始する日現在の満年齢が40歳未満の方が対象です。
- ※ 卒業日については、平成22年3月を原則としていますが、平成21年10月から平成22年9月末までに卒業する方も対象になります。

体験雇用事業の流れ



※ 体験雇用の対象となる求人者をハローワークに提出し、体験雇用を受け入れた事業主には、体験雇用終了後に奨励金（8万円）が支給されます。

体験雇用の内容

1. 体験雇用の期間は？

- ◇ 体験期間は、1か月（31日間）です。
- ◇ 体験雇用の開始日は、卒業日の翌日以降です。
※ 中学生については4月1日以降になります。

2. 体験雇用期間中の身分は？

- ◇ 体験雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◇ 体験雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

3. 体験雇用期間中の労働時間、賃金は？

- ◇ 体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◇ 体験雇用を開始する時に、労働時間や賃金などについて、事業所が作成する「体験雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者とよく相談して内容を確認のうえ、同意欄に署名（又は記名押印）してください。
※ 中学生・高校生の場合は、保護者等の同意も必要です。

4. 体験雇用を終了すれば必ず正規雇用される？

- ◇ 「体験雇用実施計画書」に、事業所の担当者で相談のうえ「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。
これを満たせば正規雇用に移行することとなりますが、事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

5. 体験雇用が終了したら？

- ◇ 事業所からハローワークに「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されておりますので、内容をよく確認し、同意欄に署名（又は記名押印）してください。
※ 中学生・高校生の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク